

集团的被害回復訴訟に参加を希望される方へのご案内

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

集团的被害回復訴訟に参加を希望する方は、下記をご確認ください。

1. 対象の確認

対象となる契約者の方

下記①～③のすべてに当てはまる方が簡易確定手続（第2段階の訴訟）への参加対象となります

- ① 平成31(2019)年1月1日から令和5(2023)年9月25日までの間、ビューティースリーとの間で「全身脱毛無制限コース」の契約を締結した方であること（有料施術4回が終わって、5回目以降の無料施術が受けられない状態の人も含みます）
- ② 代金の支払いについて、ライフティの分割払いクレジット契約を締結し、ライフティに対し分割払いの全部または一部の支払いを行ってきた方（支払い完了の方も含みます）
- ③ 簡易確定手続（第2段階の訴訟）の参加申込手続をするまでに、ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「**通知書**」を送付してある方。

*埼玉県以外の方も対象になります

2. 通知書の送付

- ・ ライフティ(株)と(株)ビューティースリー破産管財人あてに「通知書」を送付してください。
[「通知書」の記載例はこちら【PDF:139KB】](#) [「通知書」の様式はこちら\(Word\)](#) [\(PDF\)](#)
- ・ 送付先は通知書（記載例）の下部に記載していますので、ご確認ください。
- ・ データで印刷ができない場合は、手書きで作成いただいても問題はありません。
- ・ 「通知書」は、必ずコピーをとり保管してください。
- ・ 記録を残すために簡易書留で送付ください。

対象となる方は急ぎ「通知書」をご送付ください。

3. 事前登録

- ・ 事前登録をお願いします。
- ・ 登録いただいたメールアドレスに、訴訟に関する情報発信をなくす会から行います。
- ・ 事前登録に費用はかかりません。

事前登録フォームの URL

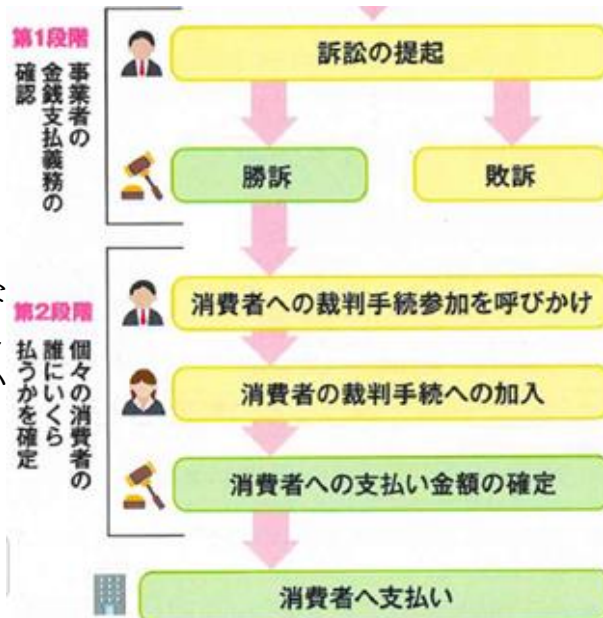
<https://forms.gle/DM7utCxwdXgttKWaA>



今後の流れ

【共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)】

- ・ 共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)は、事業者に金銭支払いの義務があるかどうかを確認する訴訟です。消費者の参加は必要ありません。なくす会が勝訴した場合は簡易確定手続(第2段階の訴訟)へ進みます。なお、敗訴の場合は、本訴訟は終了し、本訴訟での返金を行うことはできません。
- ・ 簡易確定手続(第2段階の訴訟)の訴訟に参加を希望する方に、訴訟の情報をお伝えするために「事前登録」を呼びかけています。「事前登録」は手続への参加ではありませんので費用は発生しません。
- ・ 訴訟の概要や進行状態、訴訟に関するQ&Aなどをホームページに掲載していきますので、それらをよくお読みのうえ、早めに事前登録をお願いします。



【簡易確定手続(第2段階の訴訟)】

- ・ 簡易確定手続(第2段階の訴訟)は、個々の消費者にいくら支払うかを確定する訴訟です。
- ・ 手続開始をホームページで公表するほか、「事前登録」した方には、なくす会から参加方法や費用についてメールでご案内します。締め切り日までに必要な書類を提出し、参加費用を支払っていただきます。
- ・ 支払金額が確定した後、なくす会がライフティから合計額を回収し、個々の契約者の皆さんが指定する口座へお支払いします。

消費者団体訴訟制度の Web ページはこちら

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system